

平成 3 1 年 第 7 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 3 1 年 4 月 1 6 日（火）午前 1 0 時

場 所：教育委員会室

教育長	千	葉	孝
教育長職務代理者	古	巻	勲
委員	上	野	操
委員	蓮	沼	千 秋
委員	石	井	正 治

事務局	教育推進課長事務取扱			
	教育委員会事務局参事	柴	田	靖 弘
	学務課長	田	島	勉
	指導室長兼教育研究所長	近	津	勉
	学校施設担当課長	石	塚	修
	統括指導主事	傳	田	学

書 記	教育委員会事務局			
	教育推進課庶務係長	岡	田	隆 史
	同 主査	志	村	一 彦

千 葉 教 育 長	開会時刻 午前 1 0 時 ただいまから、平成 3 1 年第 7 回教育委員会定例会を開催します。 本日は 1 名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 〔傍聴人入室〕
教 育 長	日程第 1、署名委員を決定します。蓮沼委員と石井委員にお願いします。 続いて、日程第 2、議案の審議にまいります。 はじめに、第 2 3 号議案、「江戸川区立学校安全衛生委員会設置規程の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会事 務局参事	3 1 年度の組織改正において、学校配置計画課が廃止となりまして、ごらんいただいている左側に赤字で示しておりますけども、2 番目の第 4 条第 2 号でございますが、「労働安全又は衛生について関連を有する職にある者」というもので、これは教育委員会の幹部職員がこの職に当たっております。組織改正によりまして 1 名減となりましたので、8 名から 7 名へ。第 3 号でございます「経験を有する者」、こちらにつきましては、執行部側と同数の学校現場の職員団体等で組織する委員でございます。それも合わせまして、8 名から 7 名ということでの変更でございます。 裏面をごらんいただきますが、赤字でお示ししております新旧に書かれているものでございますが、こちらは、文言整理ということで改訂をさせていただいた内容となっております。附則にございますけれども、これは令達の日から施行するというものでございます。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいまの件について、何か質問、ご意見などはございますか。
石 井 委 員	安全衛生委員会は、学校ごとにどのぐらいの頻度で開かれているのでしょうか。

教育推進課長	50名以上の職員がいる学校5校で、安全衛生委員会を設置しておりますが、年に2回ほど開催をしてございます。
上野委員	4条の3項ですね。8名を7名にしたというところの。3項のほうは、例えばどういう人たちなんですか。
教育推進課長	職員団体と申しまして教員の団体と、それから、区の職員である調理職ですとか、用務職ですとか、こうした職員団体もございますので、それぞれから委員を選出していただいております。
上野委員	わかりました。
教育長	よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	他になれば、第23号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	それでは、原案のとおり決定いたします。 続いて、日程第3、教育関係事務報告に参ります。 はじめに、教育委員会後援名義の使用承認についての報告をお願いします。6件ありますが、続けて説明をお願いします。
教育推進課長	教育委員会後援名義の使用承認につきまして、横版で一覧をお示ししてございます。表裏と6件にわたっておりますが、こちらの説明をさせていただきます。 1ページ目の1番目から4番目までが教育推進課というところでございますので、順次ご説明させていただきます。 まず1点目でございますが、江戸川よさこいMyフェスタ2019。申請者は、よさこいMyフェスタ実行委員会の代表でございます。今回で後援名義の申請は3回目、同様に江戸川区の後援の名義の申請もされております。事業目的・概要でございますが、幼い子どもからお年寄りまで世代を超えた人たちが「踊り」を通じて触れ合うことができる心豊かな交流の場を設け、

地域や家族、大人と子どもたちの心のきずなをより深めるというものでございます。実施日時でございますが、平成31年7月15日(月)、祝日になっております。実施会場は、葛西臨海公園汐風の広場ということで、事業の対象範囲は一般区民。経費の徴収でございますが、1チーム6,000円、小・中学生、高校生チームは3,000円となっております。

続きまして、2点目でございます。行事名は、第6回江戸川区囲碁大会。申請者は、江戸川区囲碁連盟理事長でございます。教育委員会の後援名義につきましては、4回目となります。江戸川区の後援名義も同様に申請をされております。事業目的・概要でございますが、囲碁の交流を通じて、伝統文化を継承し世代間交流を図ること、子どもの健全育成を図ることを目的とする。クラス分けの上、リーグ戦により対局を行うというものです。実施日時でございますが、平成31年6月16日(日)、グリーンパレス5階孔雀の間にて一般区民を対象に行われます。経費の徴収でございますが、参加費として1,500円。なお、中学生以下は1,000円というものでございます。

続きまして、3点目でございます。第25回MOA美術館江戸川区児童作品展。申請者は、MOA美術館江戸川区児童作品展実行委員会委員長。今回で24回目の後援名義でございます。使用の申請でございます。同様に、江戸川区の申請もされております。事業の目的・概要でございますが、子どもたちの創作活動を奨励することで、子どもの健全な成長を願い、社会教育及び情操教育の一端を担うことを目的とし、児童の絵画、書写の展示表彰を行う。例年、区や医師会も後援をいただいているということでございます。実施日時は、平成31年11月30日(土)、同じく12月1日(日)、タワーホール船堀展示ホールにて区内小学生を対象に行います。経費の徴収でございますが、協賛金1,000円ということで、観覧は無料となっております。なお、教育委員会賞としても賞状の授与がございます。

続きまして、裏面をお願いいたします。

第25回伝統工芸藍形染展。申請者は、松原染織工房、松原氏でございます。25回目の申請でございます。事業目的は、伝統工芸の保護育成と、伝統工芸作品を広く区民の方に理解し親しんでいただくための作品発表展示会。実施日時は、31年5月7日(火)から5月12日(日)、タワーホール船堀展示ホールにおきまして、一般区民を対象に開催されます。経費の徴収でございますが、出演料として1万2,000円。なお、観覧は無料となっております。名義の使用の他、会場提供、これ事前承認ですね、それから目録の印刷、江戸川区の広報への掲載も伺ってございます。

教育推進課からは以上4点でございますが、それぞれ企画書等の資料もお

	手元におつけしてございます。 教育推進課からは以上になります。 続きまして、指導室関係の後援名義の使用につきまして、ご説明申し上げます。 平成31年度第6ブロックバスケットボール大会。申請者は、東京都中学校第6学区バスケットボール部大会委員長でございます。今回で2回目の申請となります。事業目的でございますが、明日を担う第6ブロックの中学校が、競技を通して他区の選手たちと交流し、親睦を深め、青少年の健全育成、及びバスケットボールに対する興味と理解を深める。また、男女ベスト4のチームについては、東京都中学校春季バスケットボール大会に出場をするという狙いがございます。実施日時ですが、平成31年5月3日、4日、6日の3日間でございます。会場は、江戸川区スポーツセンター及び区内5中学校の体育館です。経費でございますが、大会参加費として1チーム6,000円を徴収することになっております。 続きまして、ヤングアメリカンズ・ジャパントアール2019夏in江戸川でございます。今回で9回目の申請でございます。申請者は、NPO法人じぶん未来クラブです。事業目的でございますが、米国の音楽教育の非営利団体ヤングアメリカンズが展開するアウトリーチを通して子どもたちの表現力を育成するということで、コメディ、ダンス、歌などのパフォーマンス及びショーをつくり上げるプログラムでございます。実施日時ですが、平成31年8月13日から15日、江戸川区総合文化センター大ホールを会場に行います。対象ですが、小学生から高校生で、区内を中心とした子どもたちでございます。経費の徴収でございますが、参加料として1万8,000円、鑑賞料として1,000円を予定してございます。この事業につきましては、同様に区の後援名義も申請してございます。 指導室案件は以上でございます。
教 育 長	ただいまの件につきまして、何か質問、ご意見はございますでしょうか。
石 井 委 員	5件目の第6ブロックのバスケットボール大会についてなのですが、これは申請のときに、昨年度までといいましょうか、昨年度のといいましょうか、会計のことも提出はされているのでしょうか。
指 導 室 長	提出されております。

石 井 委 員	中学校の部活が絡んでくるようなところだと思いますので、そういうところに関しては会計のことも出していただけると、いろいろと判断しやすいかなと思ひまして。
指 導 室 長	今般、昨年度の申請に関しまして、予算書が提出されてございます。後ほどお出しいたします。
石 井 委 員	事務局でござんいただいて問題ないということでしたら、今回は特段、提出してくださいということは申し上げないですけども、次回以降、お願いできればと思います。
指 導 室 長	今、委員さんからもご指摘ございましたけども、これは、持ち回りで開催されているものだと思いますので、確かに毎年毎年、他の案件と同様に開かれているものと違うと思いますので、今度、資料にしておつけしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
古 巻 委 員	4 番目と 5 番目になりますかね。伝統工芸とバスケット。これ、私の認識がないのかもしれませんが、実施日時が大変近いですよね。これは、今までですと、比較的期間がありましたけれども、この辺はどうなのでしょう。出てくるのが遅かったのでしょうか。
教育推進課長	実は、後援名義の使用につきましては、初めての申請の際は、議案に挙げさせていただいております。内容についてもご審議いただき、そして承認をいただくということで、1 回目のときは議案として、2 回目以降は、内容に大きな変更もないという場合には、報告事項として 2 回目以降こういう形で、また本年も開催させていただきますというような報告ということにさせていただいております。確かに、開催日時が近いということで、既に広報的なものは始まっておるのですが、2 回目以降ということで、いただけるという前提のもとに準備を進められているということもござひます。準備ができ次第、また提出をいただくように、我々からも働きかけをしていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。
上 野 委 員	最初のよさこいについて、過去 2 回やっていたことに対する評価というか、評判みたいなものを聞いてもいいですか。

教育推進課長	実はこれ、後援の使用が3回目ということになりますけども、それ以前も開催されております。実は、江戸川区の小学校でも周年行事や運動会、体育祭等で、このよさこいが演じられる場が多いと思いますが、それを普及という形で、特にこの団体さんは小岩地区中心でやられておりまして、学校でもそうした指導をされておりますが、その他にもすすくすくスクールですとか、それから地域のイベント、お祭り等でも発表されている団体さんでございます。実はこの大会にも、これは2枚目に資料を。こういうプログラムをおつけしておりますけれども、これも1校をごらんいただきますと、江戸川区の小岩第四中学校、左側の4番目ですね。それから北小岩小学校、9番目。このような形で区の学校、その他一般団体も含めて参加をされているということで、子どもたちが発表の場として大変楽しみにしているということでございます。
上野委員	この代表の方は、学校関係の人ですか。
教育推進課長	この普及に一生懸命取り組んでいる方で、学校関係者ではございません。
上野委員	場所なのですけど、これ以外はみんな屋内ですけど、これは屋外でしょう。雨天とかそういうものに対する配慮がないのだけど、大丈夫なのですか。
教育推進課長	毎年、この臨海公園でやるという、この団体さんのMyフェスタは常として、一応陽気のいいときだとは思っておりますけども。恐らく、公園をお借りになるのにも、なかなか順延というのは難しいのかなというところはございますね。
教 育 長	他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 続いて、新規採用教員及び期限付任用教員の採用状況の報告をお願いいたします。
指導室長	それでは、新規採用教員及び期限付任用教員の採用状況につきまして、私から口頭でご説明させていただきます。 始めに、本年度の新規採用教員及び期限付任用教員の採用状況についてですが、新規採用教員は小学校で130名、中学校で50名、合計180名となっております。この中には、昨年度、期限付任用教員として採用され、今年度、正規教員となった31名を含んでございます。期限付任用教員は4月

	15日現在で、小学校8名、中学校5名の合計13名を任用しまして、正規の新採と期限付任用教員を合わせますと、本年度採用数は193名となっております。小学校は、新規の正規採用が昨年度82名、本年度130名でございますので、48名の採用増となっております。中学校は、正規の新規採用が昨年度44名、本年度50名の採用でございますので、6名の採用増となっております。 いずれにいたしましても、安定した学校経営を行うためには、採用する数にかかわらず、どの学校におきましても中堅教員以上が連携をして、さらなる組織的な人材育成を実施するよう各校に求めてまいるところでございます。 ご報告は以上です。
教 育 長	ただいまの件について、何か質問、意見はございますか。
石 井 委 員	先生になった途端に新任であろうがベテランであろうが、もう先生という格好で見られてしまいますので、しまうというのが決して否定的な意味合いではないのですけども。ですので、先ほど室長がおっしゃった組織的なバックアップといいましょうか、そういうところをぜひとも手厚くやっていただけるとありがたいと思います。
指 導 室 長	教員の育成につきましては、各学校におきまして、今まさに委員ご指摘のように組織的な育成を図りますとともに、教育委員会事務局におきましても、若手教員育成研修、初任者研修、2年次研修、3年次研修と、計画的に育成を図ってまいるところでございます。
蓮 沼 委 員	江戸川区の新規採用及び期限付教諭に対する研修制度、とても充実しているなと私は感心しているのですが、ただ、残念ながらなかなか適応できずに途中でやめてしまうとか、あるいは、1年たって、やっぱりちょっと厳しいだろうということで校長先生が判断して、採用見送りというケースもあるのかと思うのです。昨年度、そのようなケースがございましたでしょうか。
指 導 室 長	昨年度、やはり学期の途中から問題があるということで、小学校、10月で一人、それから年度末で一人という形で採用を見送るというようなことがございました。また、みずから期限付の方が、4月の頭で、ちょっと自分に合わないというようなことで辞退をとということもありました。もう少し、本

	当はあるのですが、代表的なのはそこら辺です。基本的に、全部こちらから教育委員会で見に行き、しっかりと現状確認して、改善をまずは考えた上で、やはり本人の意思を尊重してということで進めさせていただいたところでございます。
蓮 沼 委 員	ありがとうございます。
上 野 委 員	期限付任用教員という小学校 8 名、中学校 5 名ですか。これはどういう場合というか、どういう必要性でどういう人を採用するのか。ちょっと特殊なので、具体的な話をお願いします。
指 導 室 長	東京都の教員採用のシステムとして、まず正規合格者を確保いたします。当然、それだけの正規合格者だけでは欠員が生じる懸念がございますので、正規合格者以外に期限付任用教員として 1 年間の採用期限を限った教員を採用する。これが期限付任用教員という制度でございます。当然、正規の名簿搭載者から各学校に配置をし、さらに欠員が生じた場合、この期限付任用教員の名簿搭載者の中から各学校に配置をするものとなります。なお、この期限付任用教員につきましては、希望する場合、採用年度の教員採用試験を受験し、合格することで正規の教員として採用されるわけですが、その際の採用選考の内容が多少のインセンティブを得ているという状況でございます。
上 野 委 員	わかりました。
教 育 長	他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 続いて、教職員の人事についての報告に参ります。 この報告事項は人事に関する案件のため、江戸川区教育委員会会議規則第 13 条に定める秘密会により審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	賛成多数と認めます。それでは、これより会議は秘密会となります。 〔傍聴人退室〕

教 育 長	〔秘密会〕 〔傍聴人入室〕 続いて、江戸川区立学校における不登校児童・生徒の出席の取り扱いに関するガイドラインについての報告をお願いします。
近津教育研究所長	それでは、私から江戸川区立学校における不登校児童・生徒の出席の取り扱いに関するガイドラインについてご説明申し上げます。 お配りしている資料をごらんください。冊子になっているものです。 お開きいただきまして、左側ページ表紙の裏、はじめにというところでございます。 平成２８年１２月１４日公布の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、「不登校児童・生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」を行うこととして、不登校児童・生徒に対する教育の機会の確保に向けたさまざまな措置を行うことに努めることとされてございます。これによりまして、学校外における教育機関やＩＴ等を活用した学習機会等、不登校児童・生徒が学校外のさまざまな教育機関を活用できる状況になってきた中、学校が当該児童・生徒の出席の取り扱いについて適切な判断を行うことができるよう、その参考資料として本ガイドラインを作成いたしました。 １ページをごらんください。１ページにおきましては、学校外の教育機関等における学習活動や、ＩＴ等を活用した学習活動についての出席の判断の基準を示させていただいております。 お開きいただきまして、２ページ、３ページでございますが、こちらには学校外の教育機関等における学習活動について、出席と判断する際の具体的な取り扱い例を示させていただきました。 また、もう１枚おめくりいただきまして、４ページ、５ページには、今度は自宅等においてＩＴ等を活用した学習活動を出席と判断する際の具体的な取り扱い例を示してございます。 お開きいただきまして６ページでございますが、Ｑ＆Ａということで、具体的な場合においてどう判断されるかという基準を挙げていただきました。 いずれにいたしましても、各学校における不登校児童・生徒の出席の取り扱いについて、各校の校長が主体的、積極的な判断できるよう判断基準を示させていただいたものでございます。今後、各学校において積極的にご活用

	いただきたいというふうに考えてございます。 ご説明は以上でございます。
教 育 長	ただいまの件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
蓮 沼 委 員	学校現場では、やはり校長の判断で多少同じ、例えばチームスポーツで全国大会なんか出場して出席扱いになった場合とならない場合があったりして、後者は「あれ、なんで違うの」ということがあったので、とてもすばらしい基準でつくっていただいてありがたいなと思っています。学校がしっかり協力、理解して、同じ足並みでやっていただければなと思っています。
石 井 委 員	とても具体的なことで恐縮なのですが、Q & Aの3番なのですが、学習活動の評価ということで、評価できないところがあっても構わないですよという、そういう論調かなと思うのですが、裏を返すと、評価できるところは評価してもいいですよというような感じにとれて、そうなりますと通知表がまだらな通知表が来るというような、そんな可能性もあるのですけれども、そこら辺というのはどういうふうに載っているのがよろしいのでしょうか。
教育研究所長	ここでQ & Aにも書かせていただいておりますが、委員ご指摘のとおり、全ての教科・観点につきまして、評価ができない場合も当然存在いたします。また、児童・生徒が学校外の教育施設、あるいは、IT等を活用して学習した場合に、その成果を学校がそれを確認をし、学校の教育課程と照らして、一定の学習成果があったというふうに判断した場合には、それを評価することもできるというふうに思います。今、ご指摘いただいたとおり、そういった場合には評価をしてある欄、教科と評価をしていない欄、教科等が存在するということになりまして、これらにつきましては、そういった事情等も含めて細かく保護者に説明をした上で、きちんとその評価を行うということが適切かというふうに考えてございます。
古 巻 委 員	大変すばらしい内容だと思いますけど、これ、配付の範囲はどのぐらいまで。
教育研究所長	現時点では、教員各自がもつということではないので、全小・中学校に同じ部数ずつ配付いたします。

上 野 委 員	初めのほうに、非常に長い法律名ですけどね、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」という法律の目的というか理念は、ここにも書いてありますように、生徒に対する支援というものが目的なのですね。これをやっていることによって、ますます不登校が深まるのをとめるということになるのが最低第一だろうと思うのですが、登校もする気になってくるという、そういう支援というものが理念だということが法律ではわかるのですが、先ほど蓮沼委員さんが言ったように、各校長さん、各学校によって同じ事例のようでも扱い方が変わってくるというようなこともあり得るとすると、これはまた問題になるので、非常にみんな、画一的というと語弊ありますが、基準で判断できるように運用していくのには、学校間でどうしたらいいかというのが、教育委員会の責任ではないかなという気がしますね。
教 育 長	他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、平成３１年第７回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午前１０時５７分